

# ～大規模地震災害に備えて～

## 避難所には運営マニュアルが必要です！

「大地震」が発生  
命が助かり、ようやく、たどり着いた「避難所」  
でも、その避難所に

- 食事はあるの？ 水は？
- トイレには行ける？ 汚くない？
- 眠れないのでは？
- 情報は入ってくる？ デマじゃないの？
- 衛生面や健康面が不安？

このような心配や不安！ あらかじめルールがないとパニックが起こることも…



## 「避難所運営マニュアル」の作成が必要です！

避難所の体験研修に参加するなど、「いざ」という時に備えて、地域であらかじめ、避難所における役割分担や運営ルールなどを決めておき、住民全体で共有することが大切です。



## 地域防災力強化「体験型研修」事業 <南区共汗型事業～区民と区役所が連携～>

南区役所では、地域住民の皆さんと区役所、消防署及び学校等の施設管理者が協働で、避難所の開設、運営についての体験型研修を実施し、避難所ごとのマニュアルの作成に取り組んでいます。

### 昨年度（平成24年度）の取組

区内の15学区を3ブロックに分け、唐橋小学校、祥豊小学校、元陶化小学校において、全ての学区の自治連合会や自主防災会はじめとする地域住民の皆さんとともに、避難所の体験研修を開催しました。

また、唐橋学区では、平成24年度のモデル学区として、避難所運営マニュアルの作成に取り組んでいただきました。



唐橋学区  
避難所運営マニュアル

### 今年度（平成25年度）の取組

学区単位で開催される総合防災訓練等と連携して避難所の「体験型研修」を開催します。

各学区での話し合いや体験型研修を通じ、京都市の標準の避難所運営マニュアル（ひな型）を基に、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」の作成に取り組めます。

## 各学区で開催される総合防災訓練日程及び避難所の「体験型研修」の開催日程(予定)

- |                              |                            |
|------------------------------|----------------------------|
| ○10月19日(土) 九条学区&東梅逕学区(九条中学校) | ○11月3日(日) 祥豊学区(祥豊小学校)      |
| ○10月20日(日) 東和学区(元東和小学校)      | ○11月17日(日) 久世学区(大藪小学校)     |
| ○10月20日(日) 祥栄学区(祥栄小学校)       | ○11月24日(日) 九条塔南学区(九条塔南小学校) |
| ○10月27日(日) 弘道学区(九条弘道小学校)     | ○11月24日(日) 唐橋学区(西寺公園)      |
| ○10月27日(日) 山王学区(元山王小学校)      | ○11月30日(土) 梅逕学区(六孫王神社)     |
| ○10月27日(日) 上鳥羽学区(上鳥羽小学校)     | ○12月8日(日) 吉祥院学区(吉祥院小学校)    |
| ○11月3日(日) 南大内学区(南大内小学校)      |                            |

※      は、今年度、学区総合防災訓練と連携して避難所の「体験型研修」を開催(予定)。

災害発生してから避難生活期までの時間経過と対応の目安は、次の『3・3・3の原則』で表わされています。

## 『3・3・3の原則』

### ～3分

自身の身の安全を確保



### 30分

救助体制の確保、「地域の集合場所」に集まる！  
安否確認、救出・救護



### 3時間

自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出



### 3日間

全ての人の安否確認と安全な避難を行うことが理想。避難所運営協議会の立ち上げやルールの設定など



### 3週間～

(地震の場合)避難生活の安定へ(避難所統廃合検討など)

地域住民による

## 避難所運営の手順・ポイント

それでは、災害時の初期段階を想定した避難所の開設、運営の体験型研修の様子について順を追って見ていきましょう。

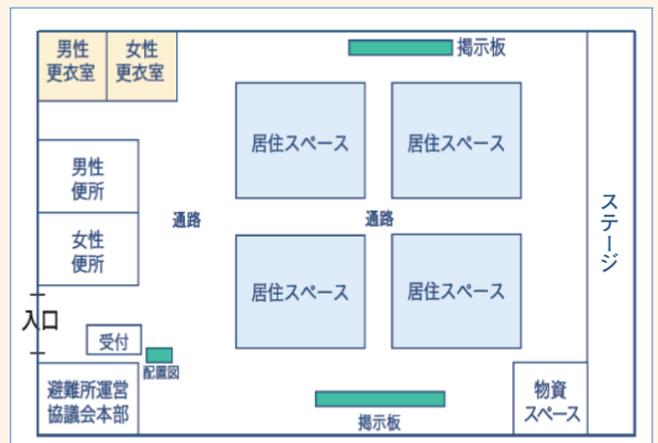
### ①レイアウトづくり

あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします！

#### ●通路や必要スペースの確保

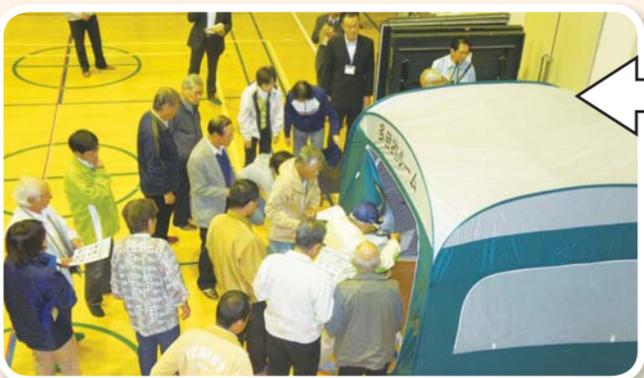


\*トイレに通いやすいよう、要配慮者は通路側に！  
\*プライバシーを配慮して男女別更衣室を確保！



「京都市避難所運営マニュアル」から抜粋

#### ●要配慮者に優しい避難所づくり



福祉スペースや男女更衣室などに

難しい？簡単！  
組み立ててみましょう

#### ●福祉テントの組立



### ②避難所名簿づくり

人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります！

#### ●避難者数などを対策本部へ連絡



町単位で作成！  
食糧などの配給数を人数分確保するために

体育館の床は、硬くて、冷たい！  
段ボールやマットで工夫を！

#### ●就寝体験



## 南区の避難所特集(3)

### ③ 運営体制づくり

円滑な避難所運営のために、しっかりとした体制づくりが重要です！

#### 避難所運営協議会

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| 【総務班】 運営協議会の連絡・調整、外部との窓口        | 【情報広報班】 情報収集と情報提供       |
| 【管理班】 避難者の把握、施設の利用管理            | 【保健衛生班】 感染症予防、生活衛生環境の管理 |
| 【救護・要配慮者班】 要配慮者への対応、被災者の健康状態の確認 | 【食料班】 食料配給、炊き出し         |
| 【物資班】 物資の調達・管理、配給               | 【ボランティア班】 ボランティアの要請、調整  |

※避難所運営協議会には女性も参加するなど男女共同参画を推進しましょう。

#### ● 運営協議会・班編成



避難所生活で必要となる役割を分担して班を編成したり、避難所内での生活ルールをつくります

#### ● 運営協議会・ルールづくり



### ④ 3つの管理が大切

食事管理、衛生管理、健康管理を中心に、それぞれの班別活動を実践します！

#### ● 物資班（救援物資などの管理）



#### 食事管理

- \* 身体にやさしい食事（塩分控えめに、野菜多め）の提供
- \* 地域の協力で炊き出しを！
- \* 時間を決めて食事
- \* みんなで一緒に食べるよう心がけ

#### ● 食料班（食料の配給）



#### ● 衛生班（消毒）



#### 衛生管理

- \* 手洗い場と調理場を分別
- \* 配食時など必ず手洗い、消毒
- \* マスクを用意
- \* 残飯とごみ分別、残飯のバケツには蓋
- \* 手洗い、うがいの徹底など

#### ● 衛生班（ゴミの分別）



#### ● 健康体操



#### 健康管理

- \* 1日5分でも体を動かすために、体操などを実施
- \* 個人の健康管理についてもルール化（口腔衛生管理、喫煙、飲酒など）
- \* 原則として、飲酒禁止

### ⑤ 運営活動のルール

- 情報は常に“見える化”を！
- 洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
- トイレを我慢するような状況になってはいないか
- 座った体勢で過ごせるよう工夫（椅子などの配置）
- 声かけなどの見守りの工夫をしましょう
- 体操時間など、共有体験の時間をつくりましょう
- 子どもの居場所づくりを考えましょう
- 通訳の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫しましょう
- 避難所へ訪れる在宅被災者へも情報提供、炊き出し・救援物資の配給を行いましょう
- 観光客等帰宅困難者への情報提供などの配慮を！

健康体操を参加者全員で行って、研修終了です。実際に大災害が起こったときに、地域の皆さんで助け合って乗り越えていくために、研修・訓練を重ねること、地域で話し合い運営マニュアルを備えておくことなどが大切です。

# 災害発生時の円滑な避難のために、日頃からの備えを!



※火災等の被害が広範囲に及ぶ場合は、**広域避難場所**など広い場所へ移動しましょう。

※避難所への移動後、福祉サービスの提供等の配慮が必要な方は、**福祉避難所**へ移っていただく場合があります。

- ①身の安全を確保!
- ②火の始末と、避難用の出口を確保!
- ③地域の集合場所(町内会等で決めた場所)に集まり、安否確認!
- ④一時的な避難生活が必要な場合は**避難所**へ移動!

東日本大震災の教訓を生かし、災害への備えが改めて重要視されています。万一の災害発生時に、自分や家族等の命を守るよう、日頃から避難方法などを十分に確認しておきましょう。

## 南区の避難所 広域避難場所 福祉避難所



○**福祉避難所**：避難所生活において特別な配慮を必要とする方（高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児、病弱者など）は、保健師等が介助の有無や障害の種類・程度に応じて「福祉避難所」への受入れを調整して決定します。（16ヶ所）

- |                   |                     |                         |
|-------------------|---------------------|-------------------------|
| ① 吉祥ホーム           | ⑦ マムクオーレ            | ⑫ 京都市洛南身体障害者福祉会館        |
| ② 京都市久世特別養護老人ホーム  | ⑧ マムクオーレⅡ           | ⑬ 成望館                   |
| ③ 故郷の家・京都         | ⑨ 京都市陶化老人デイサービスセンター | ⑭ 西寺育成苑                 |
| ④ 塔南の園            | ⑩ 京都太陽の家            | ⑮ 日本自立生活支援センターワークス共同作業所 |
| ⑤ ビハーラ十条          | ⑪ 京都市洛南障害者授産所       | ⑯ エルファ共同作業所             |
| ⑥ 京都市東九条特別養護老人ホーム |                     |                         |

●**避難所**：災害で自宅に住めなくなった場合、一時的に避難生活を営む施設（学校の体育館など）（22ヶ所）

■**広域避難場所**：震災時などの大火災の被害から逃れるための野外の広い場所（グラウンドなど）（7ヶ所）

## 自治会・町内会が中心となって地域防災力の強化を!

阪神・淡路大震災の際、生き埋めになったり、建物内に閉じ込められた人のうち、生存して救出された人の約95%は、自力で脱出したか、もしくは家族や友人・隣人に救助されています。災害時は、職員自身も被災したり、道路が塞がれ、すぐに駆けつけられないこともあるため、いざというときは、地域での助け合いが多くの命を救います。避難所研修においても参加者から「日頃から、顔の見えるご近所づきあいが大切ですね」との声が多くあがっています。



問合せ先 京都市南区役所地域力推進室総務・防災担当  
電話：075-681-3439 FAX：075-681-5513  
〒601-8511 京都市南区西九条南田町1-3



平成25年9月15日発行  
京都市印刷物第255019号